

憲法に 緊急事態条項は必要か

日弁連災害復興支援委員会元委員長
永井幸寿

1 国家緊急権導入の動き

- ▶ 与党自由民主党
- ▶ 当初 9条の改正・・・出来ず
- ▶ 2段階方式 96条の改正→9条の改正・・・出来ず
- ▶ 3段階方式 解釈改憲→明文改憲→9条の改正・・・進行中
- ▶ 明文改憲 同意できるところから改正する→緊急事態条項の創設
- ▶ ①衆議院予算委員会での安倍首相の発言（11/10, 11/11）
- ▶ ②パリの同時多発テロで国家緊急権発動（11/13）
- ▶ ③熊本地震で菅官房長官の発言（4/15）
- ▶ しかし、未だ国民の間で議論となっていない。
- ▶ 理由 ①国家緊急権とは何か。②日本国憲法の趣旨は何か。③災害、テロのために国家緊急権は必要か、④自民党案の国家緊急権案はどのようなものか。

2 国家緊急権の定義

- ▶ 国家緊急権とは戦争・内乱・恐慌ないし大規模な自然災害など、平時の統治機構をもってしては対処できない非常事態において、国家権力が、国家の存立を維持するために、立憲的な憲法秩序（人権の保障と権力分立）を一時停止して非常措置を取る権限をいう。
- ▶ ①国家の為の制度。国民のための制度ではない。
- ▶ ②人権保障，権力分立を停止する

3 近代憲法

（1）基本的人権

- ▶ ア 定義
- ▶ 人が自律的な個人として、自由と生存を確保し、尊厳を持って生きるために不可欠な利益
- ▶ イ 種類
 - ▶ 幸福追求権（憲法13条）
 - ▶ 精神的自由，表現の自由（21条），学問の自由（23条）等。
 - ▶ 経済的自由，財産権（29条），職業選択の自由（22条）等

3 近代憲法

(2) 国家の役割

- ▶ ①人は生まれながら生来の権利を有する（基本的人権）。
- ▶ ↓
- ▶ ②基本的人権を実現するために国家をつくる（社会契約論）。
- ▶ ↓
- ▶ ③国家の権力が強大になり人権を侵害しないように、立法、行政、司法に分割し相互抑制させた（権力分立）。

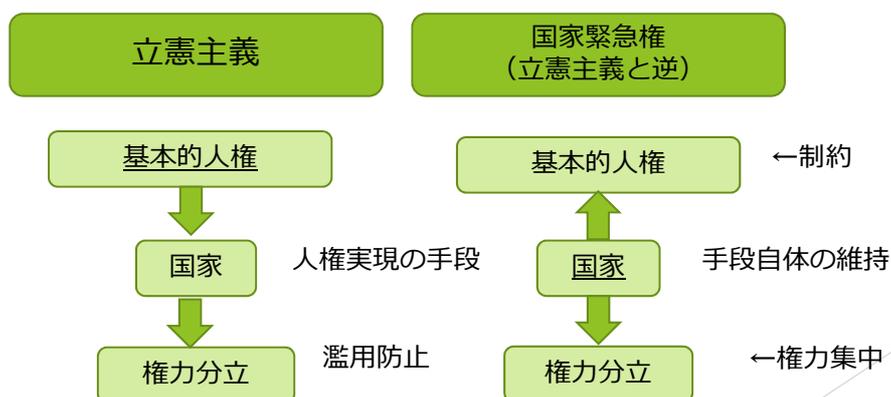
3 近代憲法

- ▶ (3) 権力分立
- ▶ 趣旨は
 - ▶ ①自由主義 権力の濫用から国民の自由を守る。
 - ▶ ②消極性 集中の方が効率が良いがあえて摩擦を生じさせる。
 - ▶ ③懐疑性 人は何時も権力を獲得したがる弱点があり、しかも権力を握ればそれを濫用する性向がある（ジョン・ロック）。
- ▶ →人間性への深い反省・政治の現実の認識による。

- ▶ (4) 立憲主義
- ▶ 自由を保障するため、憲法で国家権力を縛る。

3 近代憲法

(5) 立憲主義と国家緊急権



4 危険性

- ▶ (1) 性質 (諸刃の剣)
 - ▶ a 非常事態に対処することが出来るので便利な面 (必要性)
 - ▶ b 人権保障と権力分立を一時的に停止するので危険が大 (危険性)
- ▶ (2) 濫用の危険
 - ▶ 国家緊急権は、歴史的に多くの国で軍人や政治家に濫用されてきた。
 - ▶ ① 不当な目的：宣告が正当化されない場合に宣告
 - ▶ ② 期間延長：非常事態が去った後も緊急措置を延長
 - ▶ ③ 過度な人権制限
 - ▶ ④ 司法の遠慮：人権保障の最後の砦の機能をしない。
 - ▶ → 誰も政府を止められない。

5 歴史

(1) ナチスドイツ

- ▶ 最も民主的だったワイマール憲法のドイツでナチスが合法的に独裁権取得
- ▶ ワイマール憲法48条 大統領に公共の安全・秩序に重大な障害が生じるおそれがあるとき、人身の自由、意見表明の自由等7ヶ条の基本権の全部又は一部を一時的に停止できる（緊急大統領令）
- ▶ 1933年1月30日 ヒットラー内閣合法的に成立
- ▶ 2月28日 前日の国会議事堂放火を理由に緊急大統領令
- ▶ 3月5日 ナチス 選挙で43.9%得票
- ▶ 3月25日 全権委任法成立→独裁確立
- ▶ ・国家緊急件発動から独裁確立まで1ヶ月足らず。
- ▶ ①不当な目的、ナチスに反対する政治勢力弾圧、②期間延長、授権法の制定によって緊急措置が固定された。③人身の自由、表現の自由及び政治活動の自由等の人権が過度に制約された。

5 歴史

(2) 日本の大日本帝国憲法

- ▶ ア 制度
- ▶ 国家権力が過度に強く人権保障の充分でなかったところ、国家緊急権が加わり濫用された。
- ▶ ①緊急勅令（8条）、非常時に、議会閉会の場合、法律に変わる勅令を発す。勅令は次の会期の議会の承認が無いときは将来に向かって効力を失う。
- ▶ ②緊急財政処分（70条）非常時に、議会の招集できないとき、財産処分ができる。次の会期に議会の承認を要するが承認が無いときの効力規定無し。
- ▶ ③戒厳 天皇は戒厳を宣告する。国の統治作用の相当部分が軍事官憲に移されること。
- ▶ ④非常大権 戒厳を超える国の非常権（通説）。
- ▶ イ 濫用
- ▶ ①の緊急勅令→治安維持法の重罰化改正法案が審議未了で廃案。緊急勅令で法案通り改正。
- ▶ ③の戒厳→「戦争若しくは事変」を要件としたが、これが拡大され、天災等にも戒厳を実施。関東大震災に戒厳が実施され、軍の自警団への指示権の付与等で、市民が組織した自警団で朝鮮人の大量虐殺。

6 日本国憲法

(1) 災害の憲法体系

- ▶ **あえて国家緊急権の規定は設けなかった。**
- ▶ ①参議院の緊急集会
 - ▶ 衆議院が解散されたときで、国の緊急の必要があるとき、内閣は参議院の緊急集会を求められる。緊急集会で採られた措置は、次の国会開会の後10日以内に衆議院の同意が無い場合は効力を失う（憲法54条2項但書，3項）。
- ▶ ②政令の罰則
 - ▶ 永田町の直下型等で、緊急集会が求められない時。政令で対処する。政令には特に法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることはできない（憲法73条6号）
- ▶ ③災害対策基本法の緊急政令（109条の2）

6 日本国憲法

(2) 設けない趣旨【昭和21年7月15日第13回 帝国憲法改正案委員会議録・金森国務大臣答弁】

- ▶ ①民主主義：民主政治を徹底させて国民の権利を充分擁護するためには、非常事態に政府の一存で行う措置は極力防止しなければならない
- ▶ ②立憲主義：非常という言葉を口実に政府の自由判断を大幅に残しておくとの様な精緻な憲法でも破壊される可能性がある
- ▶ ③憲法の制度：特殊の必要があれば臨時国会を召集し、衆議院が解散中であれば参議院の緊急集会を召集して対処できる
- ▶ ④法律等による準備：特殊な事態には平常時から法令等の制定によって濫用されない形式で完備しておくことが出来る
- ▶ **→濫用の危険性から国家緊急権は憲法には規定しない。しかし非常事態への対処の必要性から平常時から厳重な要件で法律で整備する。**

7 選挙と災害

- ▶ H23・11・2
- ▶ 近藤三津枝衆議院議員（自民）「大災害が国政選挙の公示日直前に発生した場合、法律で選挙期日の延長と、議員の任期延長ができるか」
- ▶ 政府（野田佳彦首相当時）「できない。」

	国会の状態	衆議院	参議院	決議
	通常の場合	○	○	○
1	衆議院が解散したとき	×	緊急集会	○
2	参議院の通常選挙のとき	○	2分の1	○
3	衆議院と参議院のダブル選挙のとき	×	緊急集会	○
4	衆議院の任期満了のとき	×	法律 緊急集会	○

8 法律による制度（災害の場合） （1）権力の集中

ア 災害非常事態等の布告、宣言が行われた場合

- ▶ (ア) 内閣の立法権
- ▶ 内閣は、国会閉会中、衆議院解散中、臨時会・参議院緊急集会の請求出来ない。緊急政令を制定出来る。
 - ▶ ①生活必需物資の配給等
 - ▶ ②物の価格等の最高額の決定、
 - ▶ ③金銭債務の支払いの延期等
 - ▶ ④外国からの救助の受け入れ
- ▶ (災害対策基本法109条の2)
- ▶ 政令には刑罰を付せる。
- ▶ 直ちに国会の臨時会・参議院緊急集会を求め、承認が無ければ効力を失う
- ▶ (同法109条の2, 1項2項, 4項, 5項)。

8 法律による制度（災害の場合）

（1）権力の集中

ア 災害非常事態等の布告、宣言が行われた場合

- ▶ (イ) 内閣総理大臣の権限集中
- ▶ ① 国民に物資をみだりに購入しないことの協力要求
(同法108条の3)。
- ▶ ② 関係指定行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共機関等に指示
(大規模地震対策特別措置法13条1項)。
- ▶ ③ 防衛大臣に自衛隊法8条に規定する部隊等の派遣を要請
(同法13条2項)。
- ▶ ④ 警察庁長官を直接指揮監督し、一時的に警察を統制
(警察法72条)。
- ▶ ⑤ 市町村長、都道府県知事に居住者の立ち退き・屋内退避の勧告・指示の指示
(原子力災害対策特別措置法15条、16条)。

8 法律による制度（災害の場合）

（2）人権の制限

- ▶ ア 都道府県知事の強制権
- ▶ ① 医療、土木建築工事又は輸送関係者を救助に従事させる（災害救助法7条1項）。罰則がある（同法31条）。
- ▶ ② 救助を要する者その近隣の者を救助に協力させる（同法8条）。
- ▶ ③ 病院、診療所、旅館等を管理し、土地家屋物資を使用し、物資の生産等を業とする者に物資の保管を命じ、収用できる（同法9条1項）。罰則がある（同法31条）。
- ▶ ④ 職員を施設、土地、家屋、物資の所在場所等の立入検査させる
（同法10条1項）。罰則がある（同法33条1項）

8 法律による制度（災害の場合）

（２）人権の制限

▶ イ 市町村長の強制権

- ▶ ①設備物件の占有者，所有者等に物件の除去等を指示できる（災害対策基本法 59条1項）
- ▶ ②居住者等に立ち退きを勧告・指示できる（同法60条1項）。
- ▶ ③居住者等に屋内待避等を指示できる（同法60条3項）。
- ▶ ④警戒区域を設定し，立入制限，禁止，退去を命令できる（同法63条1項）
- ▶ ⑤他人の土地・建物等を一時使用し，若しくは収用できる（同法64条1項）。
- ▶ ⑥災害を受けた工作物又は物件等に必要な措置を執れる（同法64条2項）。
- ▶ ⑦住民等を応急措置に従事させることができる（同法65条1項）。

9 外国の国家緊急権

▶ （１）93カ国の国家緊急権

- ▶ 1990年以降制定の102カ国の憲法の全てに国家緊急権があるが，日本は国家緊急権がないという見解。
- ▶ ①日本人は「皆やっている。」という傾きやすいが単なる数ではなく冷静に内容を検討すべき。②102カ国について憲法の緊急権の要件・効果も，法制度も明らかではなく比較しようがない。③緊急権はその国の歴史・政治・法制度等に密接な関係があるが，聞いたことすらない国もあり，このような国と日本を比較することは意味がない。
- ▶ **国家緊急権の典型は，「戦争」で「国民の命」を制限**
- ▶ **戦争を行うことと国家緊急権はセット**
- ▶ **→ 9条をもつ日本に国家緊急権が無いのは当然**

9 外国の国家緊急権

(2) 主要4カ国の国家緊急権

- ▶ 主要4カ国、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカを見ると、災害の国家緊急権を憲法で定めるのはドイツだけ。その他は日本と同じく法律で対処。
- ▶ ドイツ基本法（憲法）、①州は他の州の警察力、行政機関、連邦国境警備隊、軍隊の人員、物的手段を要請できる（35条2項）。②危険が1州の領域を超える場合は、連邦政府は、他の州の警察力を使用するように指示し、警察を支援するために連邦国境警備隊及び軍隊を投入できると定める（35条3項）。③移動の自由の制限（11条2項）
- ▶ 日本のような立法権の政府への移転、人権の強度の制限の規定はない。ドイツの制度は、相互援助規定に過ぎず、日本では既に災害対策基本法、自衛隊法、警察法、災害救助法等に規定されている。

10 災害と国家緊急権

- ▶ 災害対策の原則
- ▶ 災害対策 = 事前の予防対策、直後の応急対策、事後の復旧対策
- ▶ 国家緊急権が問題になるのは直後の応急対策
- ▶ 災害対策の原則 = 「準備していないことは出来ない」
- ▶ 国家緊急権は非常事態が発生した後に、言わば泥縄式に強力な権力で対処する制度。準備していない事態に対してはいかなる強力な権力を持ってしても対処しえない。

1 1 災害と国家緊急権 東日本大震災

▶ ア 事案の概要

- ▶ 福島第1原発4.5 kmの双葉病院・その経営する介護老人保健施設
- ▶ 高齢患者の440人のうち、寝たきり高齢者180人中避難等で50人死亡。
- ▶ 3/11 震災発生，停電断水
- ▶ 3/12 バス到着，寝たきり老人は移動不可能。バス発進後，1号水素爆発。内閣総理大臣20 km圏内に屋内・屋外待避指示を指示
- ▶ 3/14 未明までに4人死亡。寝たきり高齢者のバス移動を決断，行く先不明で発進→病院より30 kmの保健福祉事務所（スクリーニング会場）→いわき市の光洋高校体育館へ。20 km圏外を迂回走行6時間。医療施設ではなく器材・薬品無し。移動中，移動後に46人死亡。

1 0 災害と国家緊急権 東日本大震災

▶ イ 原因

- ▶ ① 国は防災基本計画（災害対策基本法34条）の策定義務，都道府県，市町村はこれに従い地域防災計画（同法40条42条）の策定義務。原子力事業者はこれに従い原子力事業者防災業務計画（原子力災害特別措置法7条）の策定義務。
- ▶ ② 指定行政機関，自治体の長の防災教育（47条の2）防災訓練の実施義務（48条）。
- ▶ ③ 地震では原発事故が起きないことを前提にして，病院では屋外に出る計画
- ▶ 自治体，国及び事業者，原発事故が発生した場合の避難ルートの策定，車両ドライバーの確保，スクリーニング会場，避難所，高齢者障害者の収容所避難所の確保これらについて，市町村や都道府県にまたがる連携と住民参加による防災計画の策定，避難訓練無し。
- ▶ **法律や制度の適正な運用による事前の準備が全くなされなかったことが原因。災害が起こった後に憲法を停止しても対処できない。**

1 1 国と自治体の役割分担

(1) 平成27年7月～9月, 日弁連の岩手, 宮城, 福島の被災市町村首長のヒアリング。9月のアンケート(24市町村・回答率64%)

①原則として, 市町村に主導的な権限を与え, 国は後方支援をして欲しい。92%

- ・「災害には顔がある。」被災地域(山間部, 都市部等)災害の種類(地震, 噴火など, 雪害)

- ・災害対応は時間の経過で変化する。

- ・ニーズは地域で異なる(県や市より狭い)

→情報が直ちに入り, 迅速に最も効果的な対応が出来るのは被災者に最も近い自治体(市町村)国ではない。国は公平性・画一性がでる。

1 1 国と自治体の役割分担

①国の後方支援

人(マンパワーや専門性の補完のため職員派遣)

物(物資の援助をして欲しい)

金(市町村を信用して予算の裁量を広く認めて欲しい)

- ・問題なのは, 予算の裁量を認めないこと, 法律制度・運用が平常時対応であること。

→国との調整に膨大な時間と労力, これを被災者に向けたい。

②災害対応に憲法は障害にならなかった。96%
むしろ, 被災者の人権が保障されていない。

1 1 国と自治体の役割分担

- ▶ (2) あるべき災害対策
- ▶ ①ノウハウの承継
 - ▶ ・自治体は何時発生するか分からない災害の準備が困難
 - ▶ 被災経験のある自治体の職員の派遣
 - ▶ e x . 関西広域連合 国の予算による後方支援。
- ▶ ②災害時適用除外法
 - ▶ ・災害時に平常時の法制度による障害
 - ▶ e x . 被災者のための一時的な医療施設。
 - ▶ ・省庁からの多数の通知
 - ▶ ・平常時から調査して災害時適用除外法の制定

1 2 テロと国家緊急権

- ▶ ・テロを理由に国家緊急権を憲法に創設すべきではない。
- ▶ 1. 憲法政策 テロは自然災害と異なり、当然に発生するものではなく政策によって予防できる。①中立性の維持・紛争当事者の何れの側にも立たない。②紛争の平和的な解決への時間をかけた努力。
- ▶ →政策で対処出来る。
- ▶ 2. 日本国憲法の趣旨 濫用の危険性から国家緊急権は憲法に規定しないが、非常時への対処の必要性から、平常時から厳重な要件で法律で準備しておく。
- ▶ →法律で対処出来る。

1 2 テロと国家緊急権

- ▶ 3 テロは国家緊急権の「非常事態」ではない。
- ▶ 国家緊急権 = 「平常時の統治機構をもってしては対処できない非常事態」に適用
- ▶ 「平常時の統治機構」 = 国民が国会議員を選挙 → 国会が立法 → 内閣が法律の執行 → 裁判所が法律で裁判すること。
- ▶ テロは単なる犯罪であり、平常時の統治機構は機能している。国家緊急権の定義の例示にもない。
- ▶ → 法律で対処出来る。
- ▶ ① 多数の国会議員が死亡した場合。民主主義社会では議員は代替性有り。繰上当選、補欠選挙で対処。
- ▶ ② 内閣総理大臣が死亡した場合。内閣総理大臣臨時代理

1 2 テロと国家緊急権

- ▶ 3. 法律の制度
- ▶ ・ 国民保護法（テロ対策基本法の性質） + 事態対処法・・・「緊急処理事態」 = テロ
- ▶ （1）権力の集中
- ▶ ① 対策本部長（内閣総理大臣）は、都道府県知事に指示できる（国民保護法3項）。
- ▶ ② 情報の流れ。市町村長 → 都道府県知事 → 総務大臣 → 対策本部長（126条）。
- ▶ ③ 対策本部長は、防衛大臣に自衛隊の派遣を求められる（15条2項）

1 2 テロと国家緊急権

- ▶ 4. 法律の制度
- ▶ (2) 人権制限の制限
- ▶ ア 避難・誘導・交通
- ▶ ①都道府県公安委員会は道路の通行を禁止制限出来る(155条)。
- ▶ ②避難住民を誘導する者(職員, 消防職員, 自衛官等)は, 指示警告が出来る(66条1項)。また, 立入を禁止し, 退去させ, 車両その他の物件の除去等を出来る(66条2項)。
- ▶ ③都道府県知事又は市町村長は, 運送事業者である指定公共機関等に避難住民の運送を求められる(71条1項)。

1 2 テロと国家緊急権

- ▶ 4. 法律の制度
- ▶ イ 知事の強制権
- ▶ ①救援の実施に必要な物資(医薬品, 食品等)の売り渡し要請, 収用し, 保管命令が出来る(81条)。
- ▶ ②土地, 家屋等を所有者, 占有者の同意を得て, または一定の場合同意を得ずに使用出来る(82条)。
- ▶ ③ ①②のため職員を立入検査をさせられる(84条)。
- ▶ ④医師, 看護師等の医療関係者に実施を要請出来(85条1項)。一定の場合指示できる(85条2項)。

1 2 テロと国家緊急権

- ▶ 4. 法律の制度
- ▶ 国民保護法は、さらに、避難所・応急仮設住宅の設置、埋葬火葬・廃棄物処理の特例、医療従事者等への補償、費用の国の負担まで規定。
- ▶ 刑罰法規は、爆発物取締規則、刑法、ハイジャック防止法、テロ資金提供処罰法、組織犯罪処罰犯罪収益規制法等、多数のマニュアル、要綱。
- ▶ 国際的なテロでは（ex. 9・11）国連決議等に従い時限立法の制定
- ▶ →十分な法律が有る。必要なら改正や立法を行えば足りる。

1 2 テロと国家緊急権

- ▶ 6. 外国の制度
- ▶ 独、仏、英、米のうちテロにつき憲法で国家緊急権を定めるのはドイツだけ。その他は日本と同じく法律で対処。ドイツの制度は災害と全く同じ。日本の法制の方が精緻。
- ▶ フランスの制度
- ▶ 国家緊急権は、憲法の大統領非常措置権、合囲状態（戒厳）（戦争、武力による反乱）。これに到らない場合は法律対処（緊急状態法）→今回は緊急状態法適用。
- ▶ 日本も改憲して令状なし捜索、集会の禁止の意見。しかし、①緊急事態法は法律の制度、②テロを超えた事態を予定、テロでは令状無し捜索、集会禁止の必要性なし、③人身の自由（憲法35条）、表現の自由の趣旨、→真似はダメ

1 3 自民党の国家緊急権案

- ▶ 内閣総理大臣は「緊急事態」に「緊急事態の宣言」→内閣は法律と同じ効力の政令制定，内閣総理大臣は財政処分
- ▶ 濫用の危険からすれば以下の問題がある。
 - ① 目的の不当性
 - ▶ 緊急事態の要件を法律で定められる（98条1項）。最初は憲法に災害だけを規定する。後に，戦争，テロ，大規模な労働争議（ストライキ），集団示威運動（デモ）等を国会の過半数の決議で追加可能。
 - ② 措置の期間
 - ▶ 緊急事態の期間に制限がない（98条3項）。期間は厳格に定められる必要。
 - ▶ 100日を基準に継続を予定している（98条3項）。参議院の緊急集会の請求すら出来ない場合に実施すべき。参議院の緊急集会は過去に2回開催，最初は請求から5日目，2回目は請求から4日目に集会開催。100日は長すぎ。

1 3 自民党の国家緊急権案

- ▶ ③ 過度な権力集中・人権制約
 - ▶ ア 内閣は法律と同等の効力を有する政令を制定できる。これは国会が閉会や衆議院解散，臨時国会，緊急集会を求められない時と言う限定がない。旧憲法さえ議会閉会のときにと規定していた（8条2項）。国会開会中でも制定出来る。
 - ▶ イ これには事後に国会の承認を必要とする。しかし承認が得られない場合に効力を失う旨の規定がない（99条1項2項）。財政処分についても同じ規定。旧憲法でさえ緊急勅令が事後に議会の承認を得られない場合は将来に向かって効力を失う旨の規定があった（8条）。政府の立法と予算決議に対して国会の統制が全く及ばない。
 - ▶ ウ 政令で規定できる対象の限定がなく，全ての事項について政令を制定出来，全ての人権を制限できる。「緊急事態」と無関係の政令の制定，予算の議決が出来る。災害を理由とする「戒厳令」の制定も可能。最も制限される可能性が高いのは政府監視の機能のある報道の自由。
 - ▶ ナチスと同様の「授權法」（全権委任法）で政府の独裁を容認するもの。「内閣独裁条項」（木村草太）であり極めて危険。

1 3 自民党の国家緊急権案

- ▶ ウ 議院内閣制なら、国会の多数派が内閣を形成するので、内閣が法案を提出しても成立する可能性が高い。とすれば、内閣が政令を制定することと、国会で法律を制定することは同じではないか？
- ▶ →全く違う。
- ▶ 1. 安保法制では、①国会での審議で政府の不適切な対応で各地でデモが実施された。②国会の質問で多くの事実が明らかになった。③事前に野党の反対を予想して法案が検討されていた。
- ▶ つまり、①国会で審議されれば国民が知り、主権の行使（世論の形成、表現活動、投票）が出来る。②事実が明らかになる。③野党の意思が反映し修正又は廃案になりうる。
- ▶ 2. 政令では、国民の知らない間に、閣議で一方向的に法律が成立。

1 3 自民党の国家緊急権案

- ▶ ウ なお、「第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。」の文言。
- ▶ 事前の内閣の自己抑制→憲法を軽視して（閣議・立法による解釈改憲、1/4以上の議員の臨時会の要求無視）、人権を極度に制約する法律を制定する（特定秘密保護法の制定）内閣に期待困難。
- ▶ 事後の司法審査→通常、政府の行為の追認や憲法判断の回避をしている。憲法が改正されれば統制は期待できない。
- ▶ 上記条項は機能しない。

1 4 厳格な要件での国家緊急権

- ▶ 立憲主義からすれば、厳格な要件のもとで国家緊急権を設けるべきだという見解。
- ▶ ・例えば、a 緊急権の終期は発動時に明定する、b 緊急権の行使に調査・責任追及の制度を設ける。
- ▶ しかし、a → 権力者が無視すれば効果無し。b → 通常は政治責任で終わる・法的責任は裁判所が抑制する・いずれも事後的であり人権侵害のあと。
- ▶ 仮に設けるなら、立憲的コントロールによる復元力がある場合（ある学者）。
- ▶ → ①復元のシステム、②①を支える国民の意識

1 4 厳格な要件での国家緊急権

- ▶ (2) アメリカの場合
- ▶ 不文の国家緊急権 一応適正に行使
- ▶ ①復元のシステム
- ▶ 厳格な権力分立 議会と大統領
- ▶ 司法審査権 e X. ニューディール政策での違憲判決の連発
オバマ大統領と裁判所
- ▶ ②国民の意識
- ▶ イギリスから独立し・憲法制定した歴史
- ▶ 権力に対する警戒心、人権尊重の度合いが一般に高い
- ▶ 立憲的コントロールによる復元力有り。

1 4 厳格な要件での国家緊急権

- ▶ (3) 日本
- ▶ ①統制システム
 - ▶ 国会の統制 議院内閣制 国会の多数派が政府形成
 - ▶ 司法の統制 現在でも政府追認, 判断回避, 公共の福祉による人権制約大→国家緊急権創設で統制機能は喪失
- ▶ ②人権意識
 - ▶ 文化程度は高いが, 独立・革命の歴史無し。
 - ▶ 縦社会に馴染み, 権力に対する警戒心があると言えない。
 - ▶ →立憲的コントロールによる復元力は期待しがたい。

1 5 被災地弁護士会等の反対

- ▶ 災害を理由に国家緊急権を憲法に創設することに反対の声明
- ▶ 平成27年に兵庫県(阪神・淡路), 新潟県(新潟県中越, 新潟県中越沖), 岩手・仙台・福島県(東日本), 広島(26年土砂災害), 埼玉, 千葉県, 茨城県, 栃木県, 群馬, 静岡県, 山梨県, 長野県, 青森県, 徳島, 平成28年に東京, 第二東京, 神奈川県, 大阪, 京都, 奈良, 和歌山, 岐阜, 福井, 山口, 岡山, 宮崎, 沖縄の29弁護士会, 東北弁連, 関弁連, 中国弁連の3弁護士会連合会が決議。
- ▶ 災害で重要なのは現場。個々の被災者を救済するためにどうすべきかが全ての出発点。災害対策は, 現場で被災者の話を聞き, 被災状況を調査して, 課題究明, 将来の対策策定。
- ▶ ・災害直後はこの準備の下で, 現場に近い自治体に強い権限を持たせることで, 迅速・効果的な支援が可能。
- ▶ →「災害をダシにして憲法を改正してはならない」(被災者の言葉)